

第 9 3 号 議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「小学校 1 年生から小学校 3 年生までの」を「小学校に就学している」に改める。

付 則

（ 施行期日 ）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（ 経過措置 ）

- 2 施行日以後の足立区立学童保育室の入室に係る申請その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定の例により行うことができる。

（ 提案理由 ）

児童福祉法の改正に伴い、学童保育室の入室に係る対象児童に関する規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。